

鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 2 号

鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則（昭和 3 4 年鈴鹿市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 この規則は、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第 4 号。以下「条例」という。）<u>第25条</u>の規定に基づき、職員の旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。 (出張命令個票) 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項に規定する出張命令個票の記載事項及び様式は、<u>別に定める</u>。 (出張命令等の変更を受けた場合等における旅費) 第 2 条の 2 <u>条例第 3 条第 5 項に規定する市長が定めるものは、条例第22条第 2 項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、</u>	(趣旨) 第 1 条 この規則は、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第 4 号。以下「条例」という。）<u>第23条</u>の規定に基づき、職員の旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。 (出張命令個票) 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項に規定する出張命令個票の記載事項及び様式は、<u>第 1 号様式による</u>。 (旅行取消し等の場合における旅費) 第 2 条の 2 条例第 3 条第 5 項<u>の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額とする。</u>

次に掲げる額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号及び第3項、第10条第1項各号、第11条第1項各号並びに第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について、条例第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の出張命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして出張命令権者が認めた額

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻しをとつたにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該出張又は赴任について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該赴任について条例の規定により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(旅費額を喪失した場合における旅費)

第2条の3 条例第3条第6項に規定する
市長が定める金額は、次に掲げる額とする。

(1) 現に所持していた旅費の額 (交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該出張又は赴任について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の出張又は赴任を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費の額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

(旅費請求書及び精算期間)

第3条 条例第8条第1項に規定する旅費請求書は別に定めるものとし、旅費請求書に添付すべき書類はそれぞれの必要な事項を証明するに足る書類とする。

2 条例第8条第2項に規定する期間は、出張を完了した日の翌日から起算して5日
(鈴鹿市の休日を定める条例(平成元年鈴鹿市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日を除く。)以内とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第4条 条例第9条第1項に規定する鉄道

(旅費喪失の場合における旅費)

第2条の3 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額とする。
ただし、その額は、現に喪失した旅費の額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費の額 (交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該出張又は赴任について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下この条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の出張又は赴任を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費の額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額 (切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(旅費請求書及び精算期間)

第3条 条例第11条第1項に規定する旅費請求書は、第2号様式によるものとし、旅費請求書に添付すべき書類はそれぞれの必要な事項を証明するに足る書類とする。

2 条例第11条第2項に規定する期間は、5日以内とする。

(鉄道賃の支給基準)

第4条 条例第12条第2項に規定する旅客運

は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及びこれに類するもの

(2) 軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道及びこれに類するもの

賃の支給範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 県外出張の場合 出張先における市役所又は役場の最寄駅まで

(2) 県内出張の場合 出張先における最寄駅まで

2 条例第12条第3項に規定する急行料金の支給については、一の急行券の有効区間ごとに計算する。

第4条の2 近畿日本鉄道を利用できる各地(市内を除く。)への出張は、近畿日本鉄道により計算する。ただし、出張命令権者が特に認めた場合については、この限りでない。

第4条の3 次の各号に掲げる地域等に、又は地域等を経由して目的地に出張する場合は、当該各号に定める経路により計算する。ただし、出張命令権者が特に認めた場合については、この限りでない。

(1) 東京都以遠 東京駅までは新幹線鉄道

(2) 大阪市以遠 鶴橋駅までは近畿日本鉄道(次項の規定により名古屋駅経由により計算する場合を除く。)

(3) 名古屋市以遠 名古屋駅までは近畿日本鉄道

(4) 紀勢本線津駅以遠 津駅までは近畿日本鉄道

2 姫路駅以遠へ新幹線鉄道を利用して出張

(船賃に係る船舶)

第5条 条例第10条第1項に規定する船舶は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものとする。

する場合は、名古屋駅経由により計算することができる。

3 大船駅以遠の神奈川県内へ新幹線鉄道を利用して出張する場合は、新横浜駅経由により計算することができる。

(市外出張の場合の車賃の支給方法)

第4条の4 市外出張に係る旅費は、条例別表第1に定める車賃を支給する。

2 前項の車賃の支給は、県内にあつては別表第1に掲げる路程に、県外にあつては現に要した路程によるものとする。

3 第1項の規定により支給される車賃の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(旅行雑費の支給基準等)

第5条 条例第16条第2項に規定する旅行雑費は、次の各号のすべての条件を満たす場合に支給する。

(1) 研修、講習、訓練その他これらに類するもの（以下「研修等」という。）以外の出張であること。

(2) 出張先での移動手段が公共交通機関であること。

(3) 1日につき3箇所以上の出張先があること。

2 前項の旅行雑費の支給は、3日間を限度とする。

3 条例第16条第3項に規定する旅行雑費の支給基準及び加算する額は、次の各号に掲

(航空賃に係る航空機)

第 6 条 条例第11条第 1 項に規定する航空機は、航空法（昭和27年法律第231号）第 2 条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものとする。

げるとおりとする。

(1) 早朝出発の場合 1,000円

(2) 夜間帰着の場合 1,000円

4 条例第16条第 4 項に規定する旅行雑費の支給基準及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する最寄駅から出張先までの間において公共交通機関を利用した場合に、その乗車に要する運賃の額に相当する額を支給する。

(2) 公用車を利用した場合は、支給しない。

5 前項第 1 号の規定に該当する場合は、当該公共交通機関の乗車駅及び降車駅を出張命令個票に明記しなければならない。

(日額旅費の額、支給条件及び支給方法)

第 6 条 条例第19条第 2 項に規定する日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 日額旅費の支給を受ける者が日額旅費を支給する出張のほかに普通旅費を支給する出張をした日の出張については、普通旅費を支給する。

3 日額旅費を支給する旅行において、特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が当該旅行について支給される日額旅費の 2 分の 1 に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を加給する。

(転居費の算定方法)

第 7 条 条例第16条第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 職員又は家族が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

(市内旅費の支給等)

第 7 条 条例第20条に規定する市内出張に係る旅費は、条例別表第 1 に定める車賃を支給する。ただし、その路程が 4 キロメートル未満の場合においては、支給しない。

2 前項本文の車賃に係る路程は、別表第 3 に掲げるとおりとし、勤務場所が本庁舎（鈴鹿市庁舎管理規則（昭和47年鈴鹿市規則第 14号）第 2 条第 2 号の本庁舎をいう。）の場合で、同項ただし書に規定する旅費を支給しない地域は、別表第 4 に掲げるとおりとする。

3 公共交通機関を利用して市内出張したときは、前 2 項の規定にかかわらず、当該公共交通機関の乗車に要する運賃を支給する。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第8条 同一都道府県内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(私有自動車による出張の場合の旅費)

第9条 条例第21条に規定する私有自動車による出張に係る旅費（以下「私有自動車賃」という。）は、路程に応じ1キロメートル当たり37円の定額により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、私有自動車賃を支給しない。

(1) 前項の路程が4キロメートル未満の場合

(2) 別表第1に掲げる同一地区内における出張の場合

(3) 別表第2に掲げる地区への上出張の場合（勤務場所が本庁舎（鈴鹿市庁舎管理規則（昭和47年鈴鹿市規則第14号）第2条第2号の本庁舎をいう。）の場合に限

4 前項の規定に該当する市内出張の場合は、当該公共交通機関の乗車駅及び降車駅を出張命令個票に明記しなければならない。

5 市内旅費には宿泊料を支給しない。ただし、業務の都合により宿泊を命ぜられたときは、1夜につき条例別表第1の宿泊料の2分の1に相当する額を支給する。

第8条 職務の性質上、外勤を常態とする職員の市内出張に係る旅費は、前条の規定にかかわらず支給しない。ただし、その者が属している業務以外の業務に従事したときは、この限りでない。

第9条 市内出張において、特に市長の指定する場合には、前2条の規定にかかわらず、旅費は支給しない。

る。)

3 第1項の場合において、路程は、市内にあつては別表第1に掲げる路程に、市外にあつては現に要した路程により計算するものとし、その合計に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 第1項の規定により計算した私有自動車賃の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅費の調整)

第10条 条例第22条の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

(1) 職員が市長等に随行した場合は、被随行者に準じた旅費を支給することができる。

(2) 職員が市以外の者から旅費の支給を受ける場合は、正規の旅費額のうち、市の

(旅費の調整)

第10条 条例第22条の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

(1) 職員の職務の級がさかのぼつて変更された場合においては、当該職員が既に行つた出張の旅費額の増減を行わない。

(2) 職員が、市長等に随行した場合は、被随行者に準じた旅費を支給することができる。

(3) 出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を無料で利用して出張した場合は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料は支給しない。

(4) 陸路出張において、定期的に一般旅客営業を行つているバス、軌道等を利用して行うのが通常の経路であるときは、当該運賃の実費相当額を旅行雑費として支給することができる。

(5) 市の経費以外の経費から旅費が支給される出張にあつては、正規の旅費額の

経費以外の経費から支給される旅費額に相当する額は支給しない。

(3) 職員が通勤用定期乗車券の価額により通勤手当の支給を受けている場合において、旅行の経路に当該通勤手当に係る区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

2 前項第1号の市長等とは、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年鈴鹿市条例第26号）第2条各号に定める者及び鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）別表に定める非常勤職員をいうものとする。

（在勤庁以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第11条 出張命令権者が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める在勤庁以外の場所を出発地又は帰着地として旅行することができる。この場合における旅費の支給額は、在勤庁以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

うち、市の経費以外の経費から支給される旅費額に相当する額は支給しない。

2 前項第2号の市長等とは、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年鈴鹿市条例第26号）第2条各号に定める者及び鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）別表に定める非常勤職員をいうものとする。

別表第1（第4条の4関係）

<u>（単位：km）</u>	
<u>区域</u>	<u>路程</u> <u>（往</u>

						復)
<u>桑名市</u>						<u>66</u>
<u>いなべ市</u>						
<u>桑名郡</u>	<u>木曾岬町</u>					
<u>員弁郡</u>	<u>東員町</u>					
<u>四日市市</u>						<u>32</u>
<u>三重郡</u>	<u>川越町</u>	<u>朝日町</u>	<u>菰野町</u>			
<u>亀山市</u>						<u>34</u>
<u>津市</u>						<u>47</u>
<u>伊賀市</u>						<u>100</u>
<u>名張市</u>						<u>114</u>
<u>松阪市</u>						<u>94</u>
<u>多気郡</u>	<u>多気町</u>	<u>明和町</u>				

伊勢市					130
多気郡	大台町				
度会郡	玉城町	南伊勢町	大紀町	度会町	
鳥羽市					180
志摩市					
尾鷲市					209
北牟婁郡	紀北町				
熊野市					282
南牟婁郡	御浜町	紀宝町			

別表第 2（第 6 条関係）

日額旅費の額	支給条件	支給方法
1 日につき宿泊料のほか旅行雑費 300 円（第 10 条第 1 項第 3 号に規	職員が引き続き 2 日を超え る研修等 のため宿	研修等が 2 日を超える 日数について支給する。

	定する場合を 泊したと 除く。) き。
別表第 1 (第 9 条関係)	別表第 3 (第 7 条関係)
略	略
別表第 2 (第 9 条関係)	別表第 4 (第 7 条関係)
略	略

第 1 号様式及び第 2 号様式を削る。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 3 年鈴鹿市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(旅費の支給) 第24条 条例第20条第 1 項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第 4 号）に定める<u>一般職の職員</u>の例による。	(旅費の支給) 第24条 条例第20条第 1 項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第 4 号）に定める<u>6 級以下の職務の級にある者の例</u>による。

(鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成 2 7 年鈴鹿市規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則</u>	<u>鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則</u>

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第29号の規則で定める委員及び規則で定める額）

第5条 条例別表第29号の規則で定める委員は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1)～(15) 略	略
(16) <u>鈴鹿市文化財保護審議会委員</u>	日額8,900円
(17)～(27) 略	略
(28) <u>鈴鹿市こども・子育て会議委員</u>	日額8,900円
(29)～(41) 略	略

（条例第4条第2項の規則で定める費用）

第9条 条例第4条第2項の規則で定める費用は、非常勤職員（条例第1条の非常勤職員をいう。次項第2号において同じ。）が公務のため市外から会議等に出席するために要した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とする。

2 前項に定める費用の額及び支給方法については、次のとおりとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第29号の規則で定める委員及び規則で定める額）

第5条 条例別表第29号の規則で定める委員は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1)～(15) 略	略
(16) <u>鈴鹿市文化財調査会委員</u>	日額8,900円
(17)～(27) 略	略
(28) <u>鈴鹿市子ども・子育て会議委員</u>	日額8,900円
(29)～(41) 略	略

（条例第4条第4項の規則で定める費用）

第9条 条例第4条第4項の規則で定める費用は、非常勤職員（条例第1条の非常勤職員をいう。次項において同じ。）が公務のため市外から会議等に出席するために要した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

2 前項の車賃及び宿泊料の額は、次の表のとおりとする。

(1) <u>選挙管理委員会委員、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員については、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号）に定める市長の例による。</u> (2) <u>その他の非常勤職員については、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）に定める一般職の職員の例による。</u>		
	区分 車賃 (1 kmにつき) 宿泊料 (1 夜につき)	
	選挙管理委員会委員 監査委員 教育委員会委員 公平委員会委員 固定資産評価審査委員会委員 29円 14,800円	
	その他の非常勤職員 29円 13,100円	
3 <u>前項に定めるもののほか、第1項の費用の額は、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）の例により算定した額とする。</u>		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。